

生活介護

基本方針

生活介護に係る指定障害福祉サービスの事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

サービスの概要

障害者支援施設等において、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他必要な援助を要する障がい者であって、常時介護を要するものにつき、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために行われる必要な援助。

人員・設備・運営の概要

人員基準	従業者	医師	<input type="checkbox"/> 日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数。 ※看護師等による利用者の健康状態の把握や健康相談等が実施され、必要に応じ医療機関への通院等により対応することを条件として医師配置しないこととした場合、本体報酬が
		看護職員	<input type="checkbox"/> 生活介護の単位ごとに、1人以上。 <input type="checkbox"/> 保健師又は看護師若しくは准看護師であること。
		理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士	<input type="checkbox"/> 日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うのに必要な数。
		生活支援員	<input type="checkbox"/> 1人以上。(1人以上は常勤。)
		<input type="checkbox"/> 看護職員、理学療法士、作業療法士及び生活支援員の総数は生活介護の単位ごとに、常勤換算で、①から③までに掲げる平均障害支援区分に応じ、それぞれ①から③までに掲げる数。 ①平均障害支援区分が4未満 利用者数を6で除した数以上 ②平均障害支援区分が4以上5未満 利用者数を5で除した数以上 ③平均障害支援区分が5以上 利用者数を3で除した数以上 ※利用者の数は前年度の平均値。新規指定の場合は推定数(定員の90%)とする。	
	サービス管理責任者	<input type="checkbox"/> 利用者の数が60人以下 1人以上。 <input type="checkbox"/> 利用者の数が61人以上 1人に、利用者の数が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上。 ※利用者の数は前年度の平均値。新規指定の場合は推定数(定員の90%)とする。 <input type="checkbox"/> 1人以上は常勤。	

人員基準	<input type="checkbox"/> 上記の従業者は、専ら当該指定生活介護事業所の職務に従事する者又は指定生活介護の単位ごとに専ら当該指定生活介護の提供に当たる者であること。 ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。	
		<input type="checkbox"/> 資格要件 <input type="checkbox"/> 社会福祉法第19条第1項各号のいずれか(社会福祉主事任用資格)に該当する者。 <input type="checkbox"/> 社会福祉事業に2年以上従事した者。 <input type="checkbox"/> これらと同等以上の能力を有すると認められる者。 <input type="checkbox"/> 事業所ごとに配置すること。

